

指示等情報（令和4年度分）

年度	No	指定確認検査機関の名称	所在地	通知または指示の別	日付	通知又は指示の原因となった事実	主な原因	指示の内容	その後の必要な事項
4	1	ビューローベリタスジャパン株式会社	神戸市中央区	建築基準法第77条の32第2項にもとづく指示	R4.7.21	建築基準法第6条の2第5項、第7条の2第6項、及び第7条の4第6項の規定に基づく各種報告書の提出が7日を超過した。	事務手順の不徹底及び機関内のシステムトラブルなどから、報告書の提出遅れ及び報告漏れが発生した。	建築基準法第6条の2第5項で規定されている確認審査報告書の提出をはじめとして、特定行政庁への提出が必要な各種報告書等の法定期限内の確実な提出について、適正な実施体制の確保を図りたい。	報告が漏れていた各種報告書が提出された。
4	2	建築検査機構株式会社	大阪市中央区	建築基準法第77条の32第2項にもとづく指示	R4.7.27	建築基準法第44条の規定に適合しないことを看過し、確認済証を交付した。	2項道路後退部分について、塀を撤去する旨を図面表記させるよう指示することを失念した。	建築基準法第44条で規定されている道路内建築制限の審査をはじめとして、確認検査の適正な実施の確保を図りたい。	計画を見直した確認申請書が指定確認検査機関に提出された。
4	3	株式会社J建築検査センター	大阪市中央区	建築基準法第77条の32第2項にもとづく指示	R4.11.11	建築基準法第53条の規定に適合しないことを看過し、確認済証を交付した。	屋根及びバルコニーの先端ではなく、壁芯から1m後退した部分で建築面積を算定していたことを見過ごした。	建築基準法第53条で規定されている建蔽率制限の審査をはじめとして、確認検査の適正な実施の確保を図りたい。	計画を見直した確認申請書が指定確認検査機関に提出された。
4	4	株式会社J建築検査センター	大阪市中央区	建築基準法第77条の32第2項にもとづく指示	R4.11.11	建築基準法施行規則第1条の3で求められる図書が添付されておらず、また、建築基準法施行令126条の4及び5の規定及び神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第37条に適合しないことを看過し、確認済証を交付した。	確認申請に添付すべき図書の添付漏れに気付かず、同規定に適合していないことを見過ごした。	建築基準法施行規則第1条の3に規定する確認申請に添付すべき図書の確認、安全条例の各規定の適合を確認できる記載又は図書の確認をはじめとして、本受付時の確認申請図書が必要な要件を満たしているかを慎重に確認する等、確認検査の適正な実施の確保を図りたい。	計画を見直した確認申請書が指定確認検査機関に提出された。
4	5	株式会社兵庫確認検査機構	兵庫県姫路市	建築基準法第77条の32第2項にもとづく指示	R4.11.21	建築基準法第43条の規定に適合しないことを看過し、確認済証を交付した。	法43条第2項第二号の許可申請が必要にもかかわらず、前面道路と敷地との間の既設床版の道路占用許可を取得することで、同規定に適合すると判断してしまった。	建築基準法第43条で規定されている敷地等と道路との関係の審査をはじめとして、確認検査の適正な実施の確保を図りたい。	計画を見直した確認申請書が指定確認検査機関に提出された。